

重要

平成24年11月吉日



会員各位

ライオートオークショングループ
荒井商事株式会社

外装評価点導入及び内装評価変更のご案内

拝啓 晩秋の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、早速ではありますませんが、標題通り、弊社規約を平成24年12月10日より、下記のとおり規約新規追加および規約変更をさせていただきます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催出来るよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますが、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

導入日

平成24年12月10日

内容

1. 十一章の[I]検査規程 第7条(出品車検査基準)の変更及び外装評価点の導入

ライAA 軽自動車・小型自動車・普通自動車 検査基準表 の 変更 及び 外装評価基準を新設いたします。

《変更前》

ライAA 軽自動車・小型自動車・普通自動車 検査基準表

評価点	内容	内装評価
S点	軽微で目立たない小傷・エクボ等があるもの	A評価
6点	軽微で目立たない小傷・小へコミ・補修跡のあるもの	A評価
5点	外装に軽微な傷・へコミのあるもの 内外装に軽微な加修を施したもの 外装部品に交換が無いもの 国産車の職権打刻車	B評価以上
4.5点	内外装に傷・へコミのあるもの 内外装共に軽微な加修で商品価値が向上するもの ネジ留めによる外装部品の交換があるもの	B評価以上
4点	外装に目立つ傷・へコミ・錆等があるもの 内外装を再加修する事により商品価値が向上するもの 機関・機構に不具合のあるもの 色替車両	C評価以上
3.5点	内外装共に状態が悪く加修を要するもの。骨格部位以外の溶接パネルの交換・加修があるもの。修復歴としない骨格部位に損傷・加修があるもの。 走行不明(＃)車両・メーター改ざん(*)車両	C評価以上
3点	内外装共に状態が悪く、錆、腐食の多いもの。全体に大小の加修を要するもの。 色ボケ車両。塩害・雹害車両。	D評価以上
2点	全体に残存価値の少ないもの。競技車両等。	D評価以上
1点	粗悪車両等。冠水・消化剤散布車両。	D評価以上
0点	現状車両・特殊車両等・検査基準に該当しない車両	D評価以上
R点	修復車両(骨格部位に交換が無く修復が軽微なもの、骨格部位の損傷・改造、加工等) 補修記号【RA点】を用いる	D評価以上
	修復車両(骨格部位の交換・修復が軽微でないもの、骨格部位の損傷・改造、加工等) 補修記号【RB点】を用いる	D評価以上



《変更後》

アライAA 軽自動車・小型自動車・普通自動車 検査基準表

評価点	内容
S点	軽微で目立たない小傷・エロボ等があるもの ・初年度登録より12ヶ月まで ・走行10,000kmまで
6点	軽微で目立たない小傷・小へコミ・補修跡のあるもの ・初年度登録より36ヶ月まで ・走行30,000kmまで
5点	外装に軽微な傷・へコミのあるもの 内外装に軽微な加修を施したものの 外装部品に交換が無いもの 国産車の職権打刻車 ・走行50,000kmまで
4.5点	内外装に傷・へコミのあるもの 内外装共に軽微な加修で商品価値が向上するもの ネジ留めによる外装部品の交換があるもの ・走行100,000kmまで
4点	外装に目立つ傷・へコミ・錆等があるもの 内外装を再加修する事により商品価値が向上するもの 機関・機構に不具合のあるもの 色替車両 ・走行150,000kmまで
3.5点	内外装共に状態が悪く加修を要するもの。骨格部位以外の溶接パネルの交換・加修があるもの。修復歴としない骨格部位に損傷・加修があるもの。 走行不明(＃)車両・メーター改ざん(*)車両
3点	内外装共に状態が悪く、錆、腐食の多いもの。全体に大小の加修を要するもの。 色ボケ車両。塩害・雹害車両。
2点	全体に残存価値の少ないもの。競技車両等。
1点	粗悪車両等。冠水・消化剤散布車両。
0点	現状車両・特殊車両等・検査基準に該当しない車両
R点	修復車両(骨格部位に交換が無く修復が軽微なもの、骨格部位の損傷・改造、加工等) 補修記号【RA点】を用いる 修復車両(骨格部位の交換・修復が軽微でないもの、骨格部位の損傷・改造、加工等) 補修記号【RB点】を用いる

※評価点につきましては外装評価及び内装評価を考慮し、付与いたします。

アライAA 軽自動車・小型自動車・普通自動車 外装評価基準表

評価点	基準内容
S	・外板パーツに交換無し ・瑕疵はあるが軽微である ・極めて良好な修理跡
A	・瑕疵が数ヶ所にある ・軽微な修理をすることにより商品価値が向上すると思われる ・良好な修理跡
B	・目立つ瑕疵が数ヶ所にある ・数ヶ所に瑕疵はあるが、修理をすることにより商品価値が向上すると思われる
C	・修理を要する瑕疵が各所にある ・目立つ変色、色褪せ、色ボケがある ・錆、腐食が多い
D	・著しく状態が悪い ・大幅な修理を必要とする状態 ・C評価以下と判断される状態

※外装評価基準につきましてはクレーム対象外となります。

2. 十一章の【I】検査規程 第7条(出品車検査基準)の内装評価基準の変更

アライAA 軽自動車・小型自動車・普通自動車 内装評価基準を4段階評価(A・B・C・D)から5段階評価(S・A・B・C・D)に変更いたします。

《変更前》

アライAA 軽自動車・小型自動車・普通自動車 内装評価基準表

評価点	基準内容
A	ダメージほぼなし 新車の状態に近く、部分的な汚れ小、革シートシワ 糊跡小
B	ダメージは軽微 部分的な焦げ小、ダッシュ浮き小、トリム切れ小、 改造、加工、ペイント等のないもの
C	ダメージあり 部分的な穴、焦げ穴、ダッシュ切れ、ハンドルの擦れ、 臭いあり
D	ダメージ目立つ 各所に切れ、へたり、日焼け、変色あり、ハンドルの緩み、 ダッシュ歪み、異臭あり



《変更後》

アライAA 軽自動車・小型自動車・普通自動車 内装評価基準表

評価点	基準内容
S	ダメージほぼなし 新車の状態に近く、各部の汚れ等が小
A	ダメージ軽微 各部の汚れ、焦げ、糊跡、擦れ等が小 簡易清掃にて商品価値が高まる状態
B	ダメージ小 焦げ穴、浮き、切れ等が小 糊跡、傷、擦れ等が少数 軽微な改造、加工、ペイント等
C	ダメージ中 焦げ穴、浮き、切れ、へたり等が中 簡易清掃で落ちない汚れ 動物毛、臭い
D	ダメージ大 C評価内容が大、異臭 強い異臭あり

以上